

令和4年度

事業計画書

社会福祉法人	栗沢福社会
特別養護老人ホーム	いちい荘
特別養護老人ホーム	新しいちい荘

目 次

・はじめに	(1)
1 理念・倫理綱領	(2)
2 組織機構に関すること	(3)
3 法人本部に関すること	(4)
4 人材育成に関すること	(5)
5 委員会・会議に関すること	(7)
(1) 委員会	(7)
(2) 会議	(8)
6 総務に関すること	(9)
(1) 庶務・経理	(9)
(2) 防災対策	(9)
(3) 環境・施設整備	(10)
(4) 業者による年間保守計画	(11)
7 介護に関すること	(12)
(1) 食事・水分	(12)
(2) 排泄	(13)
(3) 運動	(13)
(4) ケアプラン	(14)
(5) リスクマネジメント	(14)
(6) 高齢者虐待防止（身体拘束廃止等）	(15)
(7) 住環境	(15)
(8) 家族や地域との交流	(15)
(9) 余暇活動等	(15)
(10) 入浴（更衣）	(16)
(11) 口腔ケア	(16)
(12) 褥瘡予防	(16)
(13) 介護職員の資質向上・スキルアップ	(16)
※ 年間行事食計画【(1) 食事・水分関連 別紙】	(17)
8 健康管理に関すること	(18)

はじめに

1 現状

一昨年から蔓延拡大している「新型コロナウイルス感染症」は、幾度かの緊急事態宣言などを発しながら、また、ワクチン接種の普及を進めても収束には至らず、ウイズコロナにおける「新生活スタイル」の習慣化や社会活動の見直しが必要な現状にあります。

このような時代にあり、いちい荘は、本年、昭和 57 年 4 月に開設し 40 周年を迎えます。

歴代の役職員の方々の並々ならぬご尽力により、開設時からこれまでに 500 人以上の高齢者にご利用いただけたことは、地域社会における介護福祉施設の役割を担って来られたものと感謝の念に堪えません。

当法人は、令和 3 年 10 月に SDG s を宣言し、重度化する要介護者への安心・安全な介護サービスの提供はもとより、住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、引き続き、切れ目なく持続的な拠点施設づくりに努めてまいります。

これからの高齢者福祉施設に求められる介護の在り方は、これまでの「安静介護・お世話型介護」に代わって、元気（寝たきり回復）・感動（体を動かす）・つながりの自分の人間力を高める「自立支援介護（科学的介護）」が求められていることから、介護職員の人材確保、定着率向上とスキルアップに繋がる人材育成の確立に向けた取り組みを進めてまいります。

当法人は、市内唯一の多床室とユニット個室を有していることから、ご利用者に適した施設を選択できる優位性を活かし、誠意と思いやりの心で良質な介護サービスを提供してまいります。

2 本年度の主な取り組み

- (1) いちい荘開設 40 周年を迎えるにあたり、一昨年、多床室の長寿命化を図るため、施設の外壁や緊急時における電気設備などの大規模改修工事を行い、昨年にご利用者がより快適に生活ができるよう、食堂及び廊下に空調設備（エアコン）を設置し、本年度は、ご利用者への食事提供の充実を図るため、温冷配膳車（2 台）を導入し、一層、安心して居心地の良い施設生活が送られるよう推進してまいります。また、開設 40 周年記念事業として、記念誌の発行やコロナ禍での記念行事の実施を計画しております。
- (2) 当施設は、感染リスクの高い施設であることから、職員一丸となって「施設にコロナウイルスを持ち込まない」、「施設から発生させない」をモットーに、引き続き、感染防止対策に取り組んでまいります。
- (3) 令和 4 年 2 月から介護職員等の新たな処遇改善として創設された介護職員等処遇改善支援手当の支給など、引き続き、処遇の改善及び介護職員の人材確保と定着率向上に努め、働きがいのある職場環境を推進してまいります。

以上、役職員が総力を挙げて、より質の高い施設サービスの向上に努めるとともに、地域に愛され親しまれる社会福祉法人栗沢福祉会を目指してまいりますので、関係各位の深いご理解とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

1 理念・倫理綱領

I 理 念

地域の高齢者や利用者が安心して生活を送ることができるように、人間性と生命の尊厳を基本に誠意と思いやりの心をもって、良質な介護サービスの提供に努めます。

II 倫理綱領

1 施設の使命

当法人は、社会福祉の精神に基づき近隣地域と連携し、地域で高齢者が安心して生活を送ることができる拠点施設になることを使命といたします。

2 利用者の人権と尊厳の尊重

私たち職員は、利用者の人権の擁護、尊厳が維持されるよう公平・公正にサービスの提供を行い、個人情報やプライバシー等の守秘義務を徹底します。

3 利用者中心のサービス提供

私たち職員は、利用者の意向・意思を尊重し、その価値観や生活習慣に基づいた生活が維持されるよう、利用者中心、利用者本位のサービス提供に努めます。

4 地域福祉の向上

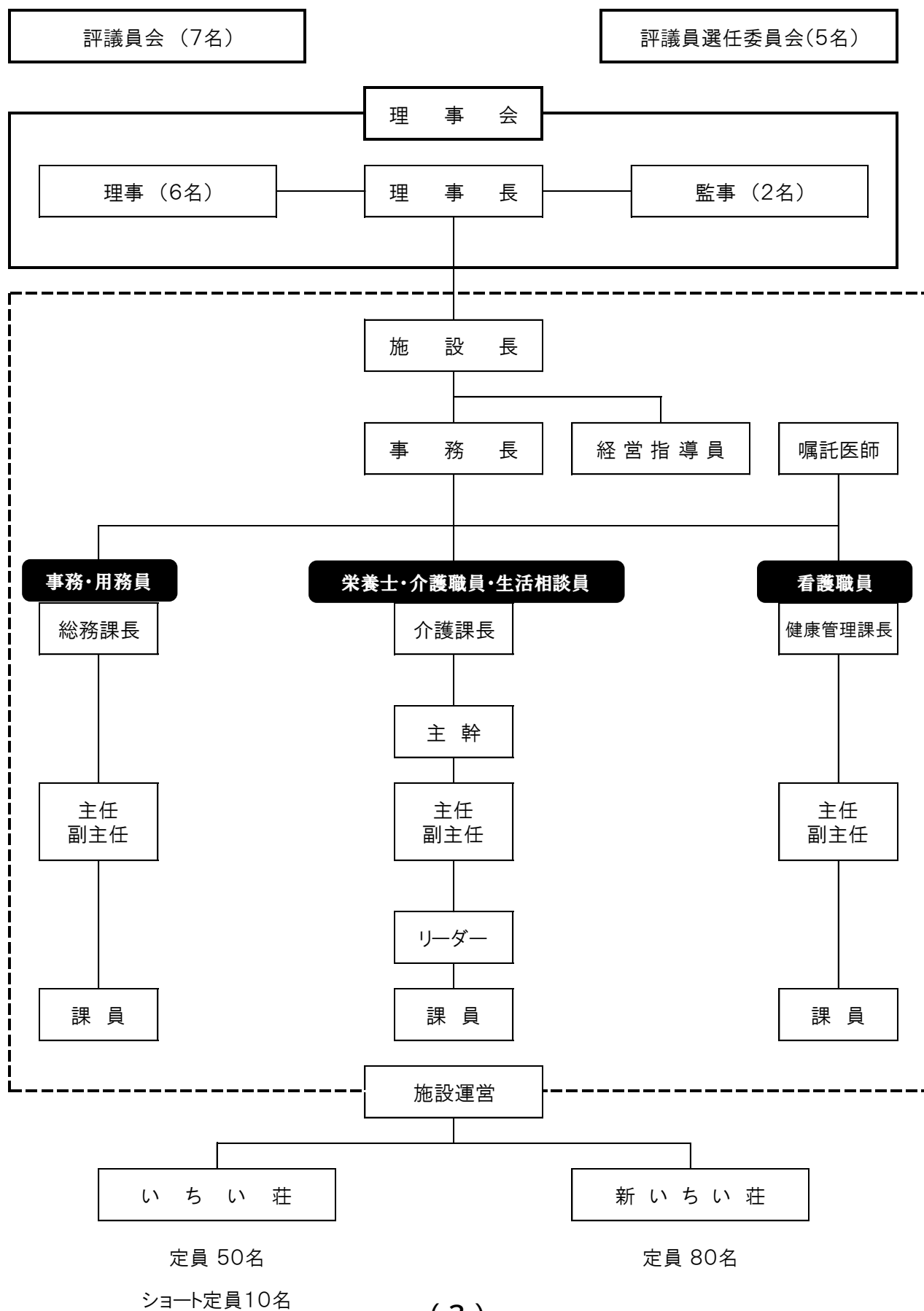
当法人は、地域社会における福祉施設の役割を担い、保健・医療・福祉サービス等関連分野との連携を強化し、地域福祉の向上に努めます。

5 職員の和と専門性の向上

介護の原点は「温かい心」と心得、又、正しい知識と確実な技術の実践が「安全」を担保します。私たちは、質の高いサービスを提供するよう、職員の「和」を醸成し研修・研鑽に努め、全職員、その専門性の向上を図ります。

2 組織機構に関すること

【組織機構図】



3 法人本部に関すること

(1) 重点目標と実施内容

- 1 組織運営の牽制、監督機能を強化し、内部統制機能を果たします。
 - ① 役員等の年間業務計画に沿って、評議員会及び理事会の開催や監事監査を実施します。
 - ② 社会福祉法人の管理運営についての役員研修や職員に対する各種研修の開催を積極的に進めます。
- 2 感染症対策や災害が発生した場合であっても事業活動が継続できるよう、ガイドラインに基づき、業務継続計画（BCP）を策定します。
- 3 労働施策総合推進法等の改正に基づき、ハラスメント防止対策や出産時育児休業に関する規程等の整備を行います。
- 4 いちい荘開設 40 周年に伴う記念事業を行います。

(2) 役員等の年間業務計画

開催月	業務項目			内 容
	議決機関	執行機関	監査機関	
令和 4 年 5 月		理事会	監事監査	・ 定時評議員会の招集決議 ・ 令和 3 年度事業報告、計算関係書類及び財産目録の承認
6 月	評議員会			・ 計算書類及び財産目録の決議
8 月			監事監査	・ 第 1 四半期 会計・運営監査
10 月		理事会		・ 理事長の職務執行状況報告
11 月			監事監査	・ 第 2 四半期 会計・運営監査
令和 5 年 2 月			監事監査	・ 第 3 四半期 会計・運営監査
3 月		理事会		・ 令和 5 年度事業計画 ・ 令和 5 年度資金収支予算等 ・ 理事長の職務執行状況報告

(3) 研修等

研修等名	日 程
・ 社会福祉法人監事研修	令和 4 年 10 月
・ 全国老人福祉施設大会・研究会議（宇都宮市）	令和 5 年 1 月
・ 法人役員専門研修（札幌市）	令和 4 年 12 月
・ 社会福祉法人経営実務セミナー（札幌市）	未 定

4 人材育成に関すること

(1) 職場内研修、各種専門研修

目 標	実 施 内 容
サービスの質の向上・組織の活性化を目的に、専門性の高い人材を育成します	① 新採職員へ社会人としての基本的マナーや施設職員としての心得など、教育担当職員・新任職員間のコミュニケーションを密に図るため、採用時に職場内研修を実施します。
	② 認知症の知識や技術をさらに深め、チームで効果的に認知症ケアを進めるため、専門研修に参加します。
	③ 専門職研修で学んだ内容を内部研修でプレゼンテーションを行い、職員間で知識や情報を共有します。
	④ 介護プロフェッショナル段位制度を有効活用し、マニュアル等を活用することで介護職としての専門性を高めます。

(2) 研修派遣計画表

① 北海道・空知老人福祉施設協議会

研 修 会 名	参加職員(職種)	開 催 地	人 数
定期総会並びに施設長研修会	施設長	空知管内	1 名
施設長研修会	施設長	空知管内	1 名
老人福祉施設長研究セミナー	施設長	札幌市	1 名
北海道ブロック研究大会	施設長・事務長 経営指導員	札幌市	3 名
生活相談員等研修会(前・後期)	生活相談員等	空知管内	6 名
介護職員研修会	介護職員	空知管内	4 名
介護支援専門員等部会研修会	介護支援専門員	空知管内	6 名
個別ケア部会研修会	介護職員等	空知管内	8 名

② 空知総合振興局保健環境部保健行政室(岩見沢保健所)

研 修 会 名	参加職員(職種)	開 催 地	人 数
特定給食施設等従事者研修会	栄養士	岩見沢市	1 名
南空知圏域感染症予防研修会	看護職員	岩見沢市	1 名

③ 社会福祉研修所（北海道社会福祉協議会）

研 修 会 名	参加職員（職種）	開 催 地	人 数
新任職員マナー研修	介護職員	札幌市	1 名
新任介護職員研修	介護職員	札幌市	2 名
高齢者虐待防止推進研修会	介護職員	札幌市	6 名
認知症実践者リーダー研修	看護職員	札幌市	1 名
看護師専門研修	看護職員	札幌市	2 名
経理・事務担当者（施設）専門研修 A	事務職員	札幌市	1 名
施設長専門研修	施設長	札幌市	1 名

④ 北海道社会福祉施設経営者協議会（北海道社会福祉協議会）

研 修 会 名	参加職員（職種）	開 催 地	人 数
総会・社会福祉法人経営セミナー	施設長・経営指導員	札幌市	2 名
社会福祉法人社会福祉施設ブロック研修会	施設長・事務長	札幌市	2 名
社会福祉法人経営実務セミナー	施設長・経営指導員	札幌市	2 名

⑤ 栄養士

研 修 会 名	参加職員（職種）	開 催 地	人 数
北海道栄養士会 春期・秋期研修会並びに定期総会	栄養士	札幌市	1 名
北海道栄養士会空知支部 春期・秋期研修会並びに定期総会	栄養士	未定	1 名
岩見沢地区栄養士会 春期・秋期研修会並びに総会	栄養士	岩見沢市	1 名

⑥ その他

研 修 会 名	参加職員（職種）	開 催 地	人 数
社会福祉法人新会計基準等研修会	事務職員	札幌市	1 名
危機管理セミナー	介護職員	札幌市	1 名
共済会業務研修会	事務職員	札幌市	1 名
社会保険事務講習会	事務職員	岩見沢市	1 名
年末調整 説明会	事務職員	岩見沢市	1 名
ユニットケア施設管理者研修	経営指導員	札幌市	1 名
施設長資格認定講習	経営指導員	神奈川県	1 名

5 委員会・会議に関すること

(1) 委員会

委員会名	目的・内容等	開催回数	参加職員
入居判定委員会	入居申込みを行っている待機者に対し、指定介護老人福祉施設（いちい荘及び新しいちい荘）入居優先度判定指針に基づいて第一次判定を行い、入居の優先順位を確定（総合判定）するため開催します。	年4回以上	第三者委員 施設長、事務長、経営指導員 介護課長、主幹、正副主任 健康管理課長、正副主任 生活相談員
苦情解決委員会	入居者の権利を擁護し、サービスに対する満足度や関係者の信頼度を確保・向上させるとともに、権利侵害に至らせないように苦情を適切に解決して安心した生活を送れるよう支援するため開催します。	年1回以上	第三者委員 施設長、事務長、経営指導員 介護課長、主幹、正副主任 健康管理課長 生活相談員 介護支援専門員 総務課長
介護事故防止委員会	入居者の安全の確保、介護事故に対する予防対策、入居者の満足度の向上を志向し、介護サービスの質の改善によって介護事故の防止を図るため開催します。	年4回以上	施設長、事務長、経営指導員 介護課長、主幹、正副主任 健康管理課長、正副主任 生活相談員 介護支援専門員 総務課長
身体拘束廃止委員会	身体拘束により、入居者の権利や人権が阻害され、人間としての尊厳も侵されることを防止し、ケア等によって入居者のQOL（生活の質）を向上させるとともに施設内身体拘束廃止を図るため開催します。	年4回以上	施設長、事務長、経営指導員 介護課長、主幹、正副主任 健康管理課長、正副主任 生活相談員 介護支援専門員
感染症対策委員会	感染症について、正確な知識を得るために、感染症の情報の提供、感染症者が発生した場合の治療、感染者への対応等について、施設内の感染予防を図るため開催します。	年4回	施設長、事務長、経営指導員 健康管理課長、正副主任 介護課長、主幹、正副主任 総務課長 生活相談員 栄養士
衛生委員会	職員の労働環境を管理することにより、労働災害を未然に防ぎ、安全で快適かつ衛生的な職場環境を確保するため開催します。	月1回以上	施設長、衛生管理者、産業医 専任看護師 衛生委員

(2) 会 議

会 議 名	目 的 ・ 内 容 等	開 催 回 数	参 加 職 員
全 体 会 議	入居者の処遇サービスの向上等施設内全体の改善、見直しを図るため開催します。入居者にも参加して頂き、直接ご意見、ご要望を伺います。	月 1 回	施設長、事務長、経営指導員 健康管理課長 介護課長、主幹 生活相談員、栄養士
職 員 会 議	施設の業務の円滑な運営と職員相互の連携を図るため開催します。	年 1 回 以上	全職員
管理運営会議	入居者および職員の処遇向上、建物管理等運営全般について周知及び各職員相互の連携を図るため開催します。	月 1 回	施設長、事務長、経営指導員 総務課長、正副主任 介護課長、主幹、正副主任 健康管理課長、正副主任 生活相談員、栄養士
ユニット会議	ユニットで行う業務全般にわたり、改善、見直し等を図るため開催します。	月 1 回 以上	介護課主幹、正副主任 介護支援専門員 生活相談員、介護職員
サービス 担当者会議	介護支援専門員(ケアマネジャー)によって課題分析した結果を基に入居者のケアプランについて各担当職員間で協議し、入居者のご家族の了承を得て施設サービス提供に結び付けるため開催します。	月 2 回 以上	介護課長、主幹、正副主任 生活相談員 介護支援専門員 栄養士、機能訓練指導員 看護職員
行 事 会 議	年間行事計画の作成とその実施内容の役割分担を企画、立案を行うため開催します。	随 時	総務課長、健康管理課長 介護課長、主幹、正副主任 生活相談員
給 食 会 議	入居者の食事の満足度の向上を目的に、各職種・委託業者も含め、協議を行います。	月 1 回	介護課長、主幹、正副主任 健康管理課長、栄養士 介護支援専門員、生活相談員

6 総務に関すること

(1) 庶務・経理

■基本方針

現状の業務手順の見直しや電子化の推進により、業務の効率化を進めます。

目 標	実 施 内 容
業務の効率化を進めます	① 業務マニュアルの作成や効果的な業務振り分けを行い、事務の効率化を進めます。
	② 書類のデータ化を進め、書類のスリム化を図ります。
申請業務の電子化を図ります	① 市町村民税の電子申請を行うため、eLTAX の導入を進めます。 ② 給与支払報告書等の電子申請を行うため、e-TAX の導入を進めます。 ③ その他、電子申請が可能な手続きについては、順次導入を進めます。 ・ 社会保険（資格取得届、資格喪失届、月額変更届等） ・ 雇用保険（資格取得届、資格喪失届等）

(2) 防災対策

■基本方針

火災、自然災害等の有事に速やかに対応できるよう、訓練を実施します。

目 標	実 施 内 容
災害を想定した訓練を実施します	① 岩見沢消防署と連携し、消防訓練を実施します。 ・ 年2回実施（6月、10月【夜間想定】）
	② 訓練時には職員に対し防災教育を実施します。 ・ 防災器具を使用した模擬演習の実施 ・ 防災ビデオ等を活用した職員への知識教育
	③ エレベーター保守業者と連携し、停電時における脱出訓練を行います。

(3) 環境・施設整備

■基本方針

安全で快適な環境を維持するため、施設内外の整備を進めます。

目 標	実 施 内 容
施設設備や機器の改修・更新を行います	<いちい荘> ・ 温冷配膳車の導入 ・ 医務室空調設備設置工事 ・ 浴室出入口鋼製建具改修工事 ・ アコーディオンカーテンの更新 <新しい荘> ・ 屋上室外機コンプレッサー交換工事 ・ 遮光ロールカーテン設置（3階）
施設内外の環境整備を行います	・ 南側職員駐車場高木伐採工事 ・ 雑草処理、樹木の剪定、花壇の整理作業 ・ 害虫や厨房のネズミの発生等の事前予防、駆除対応 ・ 冬囲い作業 ・ 除雪作業、屋上雪庇処理作業 ・ ゴミ等の分別・廃棄作業 ・ 不用小型家電・機密文書等の処分
施設設備等の保守・整備を行います	・ 機械設備（ボイラー、浄化槽等）の点検 ・ 法人車両の管理 ・ 除雪機、草刈り機の管理 ・ 設備等点検業務（「業者による年間保守計画」のとおり）
施設の外部業務委託を継続します	・ 給食業務 ・ 警備業務 ・ 洗濯業務 ・ 施設内清掃業務（窓清掃含む）

(4) 業者による年間保守計画

月	実施項目	内 容 等
4 月	消防用設備等法定点検	消防設備が適切に作動するための点検を行います。
5 月	エアコン点検清掃	いちい荘食堂・居室内のエアコンの点検・清掃を行います。
7 月	浄化槽法定検査	浄化槽法に基づき、検査を行います。
9 月	ボイラー設備点検・整備	ボイラーが適切に作動するように点検・整備を行います。 (いちい荘)
10 月	消防用設備等法定点検	消防設備が適切に作動するための点検を行います。
12 月	ばい煙測定法定検査	大気汚染防止法に基づき、ばい煙の検査を行います。
2 月	受水槽清掃	水質を保つために、受水槽内の清掃を行います。
	簡易専用水道法定検査	水道法に基づき、水質の点検・検査を行います。
	厨房グリストラップ引抜	厨房のグリストラップの引抜作業を行います。
毎月	浄化槽排水分離層清掃	分離層に堆積する固形物等の清掃を行います。
	エレベーター保守点検	エレベーターの保守点検を行います。
	し尿浄化槽保守点検	浄化槽の保守点検を行います。
隔月	電気工作物保安点検	電気設備の異常の有無を点検します。
	自動ドア保守点検	自動ドアが適切に作動するための点検を行います。 (5 月、9 月、1 月)
	分煙機保守点検	分煙機の点検・清掃を行います。 (年 4 回 新一ちい荘)
	浄化槽汚泥引抜	浄化槽に堆積した汚泥等の引抜き作業を行います。

7 介護に関すること

■基本方針

入居者の自立支援や重度化予防に向け、科学的根拠に基づいた質の高いサービスの確立を目指します。

重 点 目 標	・ケアプランに基づき、基本的ケア（食事・水分・排泄・運動）の向上や自立支援を促します。 ・自然排便に繋がるようトイレでの排泄機会を増やします。 ・入居者への接遇面を強化し、尊厳が維持されるよう公平公正なサービスを提供します。 ・新人職員をはじめ、職員全体のスキルアップを図ります。
---------	---

(1) 食事・水分

目 標	実 施 内 容
可能な限り自力で食べられるよう入居者の状況に合わせ援助します	① 本人にあった椅子、テーブルを使用し、座位姿勢を確認し、自力摂取しやすい環境を整備します。
	② 身体状況に合わせた食器等を選択し、自力で食べられるよう支援します。
	③ できる限り自分で食べてもらうことを念頭に、本人の摂取ペースを把握して、食事時間の調整をします。
	④ 咀嚼や飲み込みの状況を確認し、入居者個々にあった食事形態で食事を提供いたします。
	⑤ 水分摂取量1日1,500cc以上を目標に、起床時や運動後・入浴後に水分摂取を促します。
	⑥ 入居者の栄養状態を把握し、嗜好調査を基に多職種・委託業者と連携し、その人に合った食事を提供します。
	⑦ 別紙「年間行事食計画」に基づき、旬の食材を盛り込んだ季節感のある食事を提供します。

(2) 排 泄

目 標	実 施 内 容
入居者の身体状況に合わせた排泄方法を選択し、プライバシー（羞恥心）に配慮したケアを行います	① 入居者の身体状況や意向に合わせた排泄方法の選択や排泄用品を選定します。
	② 個別性を意識し、オムツを使用されている入居者に適した交換方法・時間の検討や、トイレを使用される入居者には、適した時間での誘導を検討します。
	③ 自然排便に繋げるため、水分摂取量の確保や適度な運動を取り入れるほか、食物繊維の使用を検討します。
	④ 身体状況に合わせて出来るだけトイレでの排泄機会を増やします。また、多職種で連携し、より安全に排泄ができるよう対応します。

(3) 運 動

目 標	実 施 内 容
身体機能の維持・向上を目指した運動を実施します	① 多職種と連携し、身体を動かす体操、レク活動等リハビリ的要素のある活動を実施します。
	② 個々の身体状況に合わせた個別の運動、訓練を実施します。
	③ 入居者が活動しやすいよう施設内環境（手摺りや柵等）や動線等を検討します。

(4) ケアプラン

目 標	実 施 内 容
サービスを実施しやすい ケアプランを作成します	① 短期目標を明確にし、具体的にサービスが実施できるケアプランの作成を目指します。
	② 職員がケアプランの意味や役割を理解できるよう、研修やサービス担当者会議を開催します。
	③ 各介護支援専門員が表現や作成方法が統一されたルールの中でプランが作成できるよう、勉強会を実施します。
科学的介護推進を意識し、自立支援を目指した ケアプラン作成に努めます	① 入居者本人や家族の意向を尊重し、科学的根拠に基づいた自立可能なケアプラン作成に努めます。
	② 自立支援に向けた取り組みや科学的介護に関する介護保険制度について、入居者及び家族に解りやすく説明します。
入居者の状態に応じた適切な栄養管理を行います	① 日々の食事状況や摂取量、体重の変動等の観察を行い、入居者に合った栄養計画を作成し、多職種連携のもと、栄養管理をします。

(5) リスクマネジメント

目 標	実 施 内 容
入居者のリスクに応じた 対応を検討し、介護事故 防止に努めます	① 入居者の身体状況や意向、転倒等のリスクに配慮した居室空間で、安全に移動出来るよう、動線の確保や環境整備を行います。
	② 入居者の心身状態やリスクに合わせた車椅子やベッドを選定し、安全に利用できるよう定期的に点検します。
	③ 事故やヒヤリハットが起きた時は、セキュリティカメラを活用し、事故発生状況の確認を行い、多職種と連携し、原因究明と再発防止に努めます。
	④ 入居者の安全管理について、新規採用時及び年2回以上の内部研修を実施します。
	⑤ 入居者のリスクを家族にも理解していただけるよう丁寧に説明します。

(6) 高齢者虐待防止（身体拘束廃止等）

目 標	実 施 内 容
虐待の発生を防止するための体制づくりを進めます	① 自立支援に向け、入居者の尊厳の維持や接遇に配慮した日々のケアが出来るよう、身体拘束廃止委員会などで周知徹底します。
	② ベッド柵、移乗バー、車椅子の物品の使用目的を再度確認し、入居者の状態に合わせた環境を整備します。

(7) 住環境

目 標	実 施 内 容
入居者が居心地良く生活できる環境づくりに努めます	① 四季を感じられるよう、季節に合わせた飾りつけや和やかな音楽をかけるなど、入居者が居心地良く過ごせるように努めます。
	② 空気清浄機・加湿器の設置や消臭剤等の使用など、換気・臭気対策を徹底します。

(8) 家族や地域との交流

目 標	実 施 内 容
コロナ禍でも家族と交流ができるよう努めます	① 対面式の面会を基本に、感染状況に応じてオンラインによる面会など家族との交流機会の確保に努めます。
	② より一層、入居者の生活の様子を発信するため、広報誌（いちい荘だより）の発行やホームページ・SNSの充実に努めます。

(9) 余暇活動等

目 標	実 施 内 容
四季を感じ、楽しみのある生活が送れるよう行事を実施します	① 年間行事計画に沿って、行事等を実施します。
	春 5 月 お花見ドライブ
	夏 7 月 福祉村夏まつり見学
	8 月 いちい荘夏まつり、農業祭見学
	秋 9 月 敬老会
	10 月 紅葉狩りドライブ
	冬 12 月 クリスマス会・餅つき
	2 月 節分
	3 月 ひな祭り
※誕生者がいる月は毎回誕生会を開催します。	

(10) 入浴（更衣）

目 標	実 施 内 容
身体状況に合わせて安心・安全な入浴を行います	① 本人の身体状況に応じて、浴槽（個別・一般・中間・特殊）の選定をします。また、本人の能力に合わせて、自力で入浴ができるよう支援します。
	② 快適な入浴が行えるよう、入浴剤の使用や音楽を流します。
	③ 安全に入浴できるよう、定期的に入浴機器を点検し、浴室や脱衣室の環境整備を行います。
	④ 本人の意向を尊重し、季節に合った衣類の選択ができるよう促します。

(11) 口腔ケア

目 標	実 施 内 容
口腔内の清潔保持に努めます	① 口腔内の清潔が保たれるよう、入居者の状態に合わせた支援を行います。
	② 歯科専門職の指導の下、適切な口腔ケアを行います。

(12) 褥瘡予防

目 標	実 施 内 容
皮膚の状態を確認し、適切なスキンケアを実施し褥瘡を予防します	① 皮膚状態を観察し、必要に応じて洗浄を行い、清潔保持に努め、入浴後には皮膚の保湿ケアを行います。 また、発赤や湿潤が見られた場合は、多職種と連携し適切な処置を行います。
	② 身体状況に応じて、臥床・座位時に体圧分散できるよう、ベッドマットやクッションを活用し、褥瘡予防に努めます。

(13) 介護職員の資質向上・スキルアップ

目 標	実 施 内 容
介護職員として必要な技術、接遇への意識を高めます	① アセッサー評価項目を活用し、技術の向上に努めます。
	② 入居者への接遇の意識をより高めるため研修や勉強会を実施し、公平公正なサービスの提供に努めます。

【別紙】

■ 年間行事食計画

月	内容等	月	内容等
4	・ いちい荘開設記念日（40 周年） ・ 祝日（昭和の日）	10	・ 秋の味づくし（焼き芋他） ・ 祝日（スポーツの日）
5	・ 母の日 ・ 祝日（憲法記念日、みどりの日、こどもの日）	11	・ デザートバイキング ・ 祝日（文化の日、勤労感謝の日）
6	・ 父の日 ・ デザートバイキング ・ ジンギスカンの日	12	・ クリスマス ・ もちつき ・ 年越し
7	・ 土用の丑の日 ・ 祝日（海の日）	1	・ 正月 ・ 七草の日 ・ 祝日（成人の日）
8	・ 七夕 ・ 夏まつり ・ 祝日（山の日）	2	・ 新しいいちい荘開設記念日 ・ 節分 ・ 寿司バイキング ・ 祝日（建国記念の日、天皇誕生日）
9	・ 敬老祝賀会 ・ 十五夜 ・ 栗澤神社秋季例大祭 ・ 祝日（敬老の日、秋分の日）	3	・ ひなまつり ・ 祝日（春分の日）
その他	・ お楽しみ食～1 回／月 ・ 選択食～3 回以上／月（麺類、パン、丼類） ※ 1 月のパンの選択食では、栄養士による手作りピザも提供 ・ 寿司の日（11 月～1 月、3 月） ・ 鍋の日（1 月～3 月）		

8 健康管理に関すること

■基本方針

- 健康で安心・安全な生活を送られるよう、入居者の健康管理に努めます。
- 新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでまいります。
- 各課と連携し、研修会や勉強会を通じて感染症の予防対策に努めます。

目 標	実 施 内 容
入居者の疾病予防に努めます	① 入居者の心身機能の重度化を防ぐため、病状の観察をこまめに行い、異常の早期発見に努めます。 また、症状に応じて協力病院と調整するとともに、家族への今後の方針等を確認しながら慎重に対応します。 ② 入居者の皮膚状態（褥瘡・乾燥・爪白癬等）に合わせ、より一層の保湿に取り組み、予防的スキンケアを行います。 ③ 協力病院と連携し、年1回入居者の健康診断と結核検診を実施します。
科学的介護に基づき、入居者の尊厳を保持し、機能訓練の実施など、自立した日常生活が送れるように努めます	① ストレッチ体操や口腔体操など、個人の身体機能に応じた機能訓練を実施します。 ② 自立した日常生活が送れるよう、食事・水分・運動を促すとともに、主治医と連携して進めていきます。
新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策の徹底を図ります	① 随時、感染症対策委員会を開催し、感染症に対する対応策を計画的に実施します。 ② 新型コロナウイルス感染症の予防の徹底を図るため、次の取り組みを実施します。 ・職員出勤時の検温及びマスクの着用等の徹底 ・来荘者に対する検温及び「来荘者チェックシート」の記入 ・定期的な感染予防の取り組みの周知 ・発生時のシミュレーションの実施・情報の共有 ・ワクチン接種など、行政機関及び協力医療機関との連携 ③ 入居者及び職員に対し、インフルエンザワクチン接種を実施します。（11月頃） ④ ノロウイルスの予防対策を実施します。
医療知識の向上を目指します	① 医療的知識や感染症対策の知識向上のため、セミナーの受講や職員に対して個人防護具の着用等の講習会を開催します。